

# **P F I による京都府府営住宅常団地整備等事業 事業契約書（案）の別紙の追加について**

平成 1 6 年 9 月 2 7 日

京 都 府

平成 1 6 年 8 月 5 日公表の事業契約書（案）において、未公表であった、別紙 4、別紙 8、別紙 1 0 について、以下のとおり公表を行います。

## 別紙4 (第35条、第57条)

### 保険等の取扱いについて

#### 1 本契約第35条第1項(工事開始日から本件建設施設の甲に対する引き渡しまでの間の保険)

- (1) 建設工事保険、組立保険又は土木工事保険(又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。)

建設工事保険：建物の建築(増築、改築、改装、又は修繕を含む。)を主体とする工事を対象とする(一部に付帯設備工事、土木工事を含む場合も対象)。

組立保険：建物の付帯設備(電気設備、給排水衛生設備、空気調和設備、その他)又は機械、機械設備・装置その他あらゆる鋼構造物の組立、据付工事を主体とする工事を対象とする(一部に建築工事、土木工事を含む場合も対象)。

土木工事保険：土木工事を主体とする工事を対象とする(一部に建築工事、設備工事を含む場合も対象)。

##### <付保の条件>

ア 本契約の対象となっているすべての工事を対象とする。

イ 保険期間は工事開始日から本件建設施設の甲に対する引渡しまでの間とする。

ウ 保険契約者は乙又は請負人等とする。

エ 被保険者は乙、請負人及びそのすべての下請人(リース仮設材を使用する場合はリース業者を含む。)並びに甲を含む。

オ 保険金額は工事完成価格(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

カ 補償する損害は火災事故を含む一般的な損害保険とする。

キ 乙は、当該保険を工事開始日までに付保するものとする。

(注)この「付保の条件」は最小限度の条件であり、乙の判断に基づき更に担保範囲の広い保証内容とすることを妨げるものではない。

- (2) 請負業者賠償責任保険及び生産物賠償責任保険(又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。)

請負賠償責任保険：工事遂行に伴って派生した第三者(府営住宅入居者、通行者、近隣居住者等を含む。)に対する対人・対物賠償損害を担保する。

(注)上記「建設工事保険」又は「組立保険」の特約として「損害賠償責任担保特約」を付帯する。

生産物賠償責任保険：完成引渡し後工事目的物の瑕疵に起因して派生した第三者(府営住宅入居者、通行者、近隣居住者等を含む。)に対する対人・対物賠償損害を担保する。

##### <付保の条件>

ア 本契約の対象となっているすべての工事を対象とする。

イ 請負業者賠償責任保険の保険期間は工事開始日から本件建設施設の甲に対する引き渡しまでの間とする

ウ 生産物賠償責任保険により保証されるべき期間は本件建設施設の引渡しの日から10年間とする

エ 保険契約者は乙又は請負人等とする。

オ 被保険者は乙、請負人及びそのすべての下請人(リース仮設材を使用する場

合はリース業者を含む。)とする。

(注)この「付保の条件」は最小限度の条件であり、乙の判断に基づき更に担保範囲の広い保証内容とすることを妨げるものではない。

## 2 本契約第57条第1項(本件管理施設の維持管理期間の保険)

- (1) 施設・昇降機賠償責任保険及びビルメンテナンス業者賠償責任保険(又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ)

施設・昇降機賠償責任保険：施設・昇降機の所有、使用、管理の欠陥に起因して発生した第三者(府営住宅入居者、通行者、近隣居住者等を含む。)に対する対人・対物賠償損害を担保する。

ビルメンテナンス業者賠償責任保険：本件建設施設の維持管理・保守点検、メンテナンスの欠陥に起因して派生した第三者賠償損害(主として施設等管理財物自体)に対するメンテナンス業者の負うべき対人・対物賠償損害を担保する。

(注)請負賠償責任保険(管理者特約又は受託者賠償責任保険付帯)により上記損害を担保することは可能である。

<付保の条件>

ア 本契約の対象となっているすべての施設を対象とする。

イ 保険期間は本件管理施設の維持管理開始日から本契約終了時までの全期間とする。

(注)賠償責任保険は毎1~3年程度の期間ごとに更新を行う場合でも良い。

ウ 保険契約者は乙又は維持管理受託者とする。

エ 施設・昇降機賠償責任保険被保険者は甲、乙、維持管理受託者及びそのすべての維持管理再受託者等とする

オ ビルメンテナンス業者賠償責任保険の被保険者は乙、維持管理受託者及びそのすべての維持管理再受託者等とする

(注)上記の「付保の条件」は最小限度の条件であり、乙の判断に基づき更に担保範囲の広い保証内容とすることを妨げるものではない。

- (2) その他、乙において必要と判断する保険

<参考>

維持管理期間中の火災保険については、甲において加入する。